

1次避難所・2次避難所の名称変更について

【これまでの経緯】

- ・三木市では平成24年ごろより、自治会の集会所などを1次避難所とする取組が始まった。
- ・平成26年4月1日に施行された災害対策基本法等により、現在の指定緊急避難場所および指定避難所の指定制度が始まるが、三木市では、既存の取組どおり指定緊急避難場所を1次避難所とした。
- ・地区の防災研修・訓練での説明や三木市防災情報マップなどにより、様々な周知を毎年継続して行っているところである。
- ・指定緊急避難場所を1次避難所という名称にしたことにより、2次避難所（指定避難所）との区別・役割が混同するなど、国の制度と異なることで、かえって混乱を招く事態が発生している。

【変更案】

- ・「1次避難所」・「2次避難所」という三木市独自の名称から、国の共通名称である「指定緊急避難場所」「指定避難所」に変更する。

【今後について】

- ・令和5年4月実施予定の区長・自主防災組織代表・民生委員児童委員への自主防災組織活動の説明会において、説明を行う。
- ・令和5年中に現1次避難所（指定緊急避難場所）の再確認を行う。
- ・令和5年度の防災会議において報告する。
- ・令和6年度以降実施予定の防災情報マップの改訂により全戸配布を行う。

「災害時要援護者」の名称変更について

【変更案】

これまで市で使用してきた「災害時要援護者」の名称を改正後の災害対策基本法の表記にあわせて「避難行動要支援者」又は「要配慮者」とする。

【変更理由】

市では、平成19年度から民生委員などに協力を依頼し、避難行動要支援者名簿の作成等に取り組んできたことから、平成25年度の災害対策基本法の改正以降も、国における「避難行動要支援者」の名称も包含されるものとして「災害時要援護者」の表記を継続してきた。

しかしながら、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、各市に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、制度の運用面でこれまでの取組と変わるものではないが、関係機関との連絡調整を円滑に進めるために国が示している制度名、用語を統一して使用することとする。

【今後について】

「地域防災計画」や「災害時要援護者の避難行動全体計画」などの改訂を進め、自主防災組織や民生委員・児童委員に説明を行いながら個別避難計画を作成していく。

現行	見直し後
災害時要援護者	要配慮者 高齢者や障がい者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する者
	避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者